

# 高速道路…「通行料金制度」は撤廃へ！

ご存知でしたか？

高速道路を走って通行料金を払ってしまうのは知らないうちに法律違反を助けているかも？

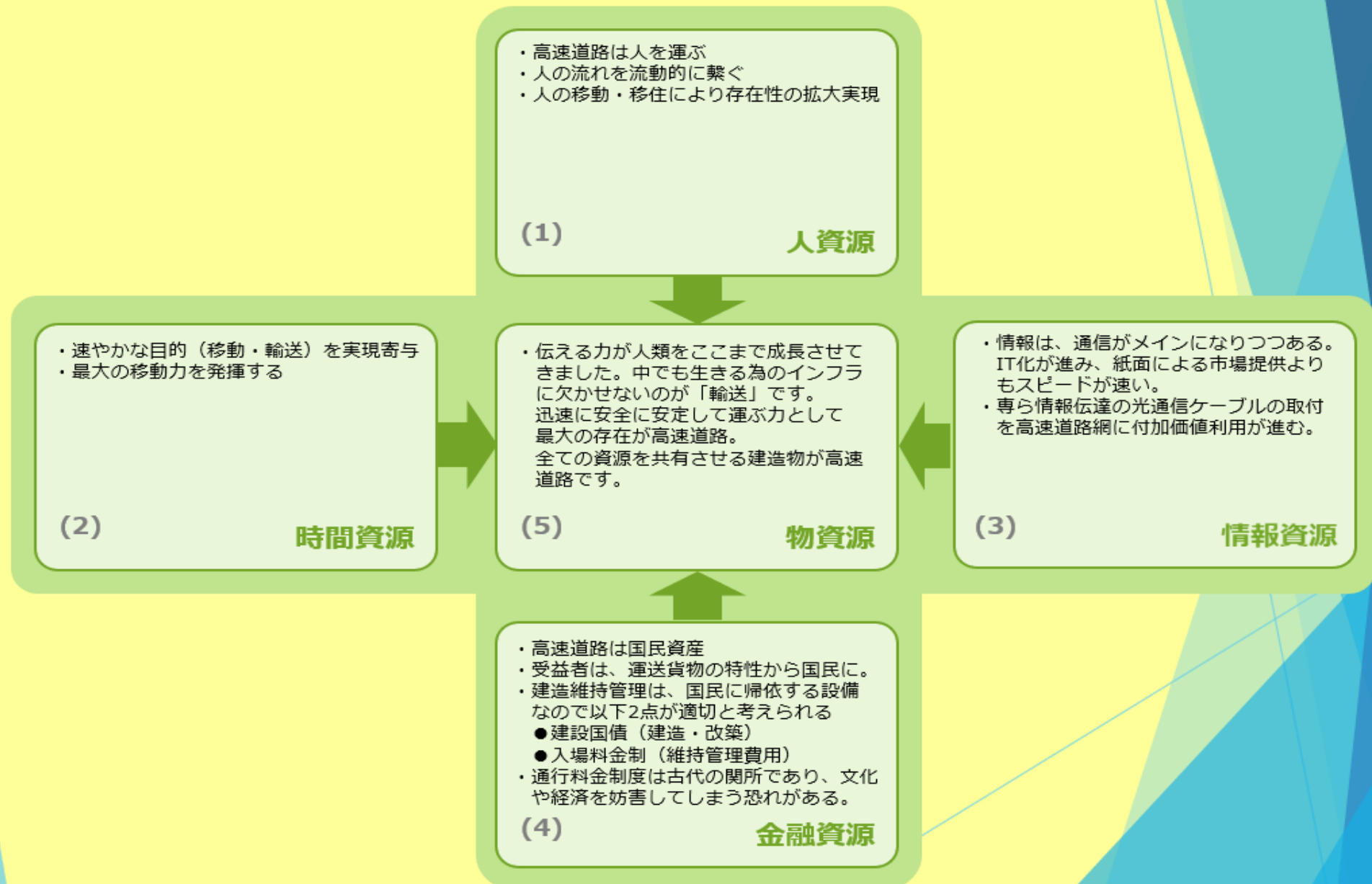


## ▶ 高速道路の「通行料金制度」は撤廃へ！

- ◎ 結論 道路や高速道路は、国民生活及び社会経済活動に不可欠。建設・管理は、国・地方自治体が責任を持ち、無償で一般交通の用に供するのが原則です。（道路無料公開の原則）
- ◎ 理由 憲法 第22条 移転の自由に基づき、国民経済の発展・国民の福祉向上の為に尊重しなければならない。現在の道路行政は、道路を区別して高速道路利用には利用料金を徴求しているが、道路公開の原則からすれば区別する根拠は乏しく、高速道路についても当然の無償化とすべきです。

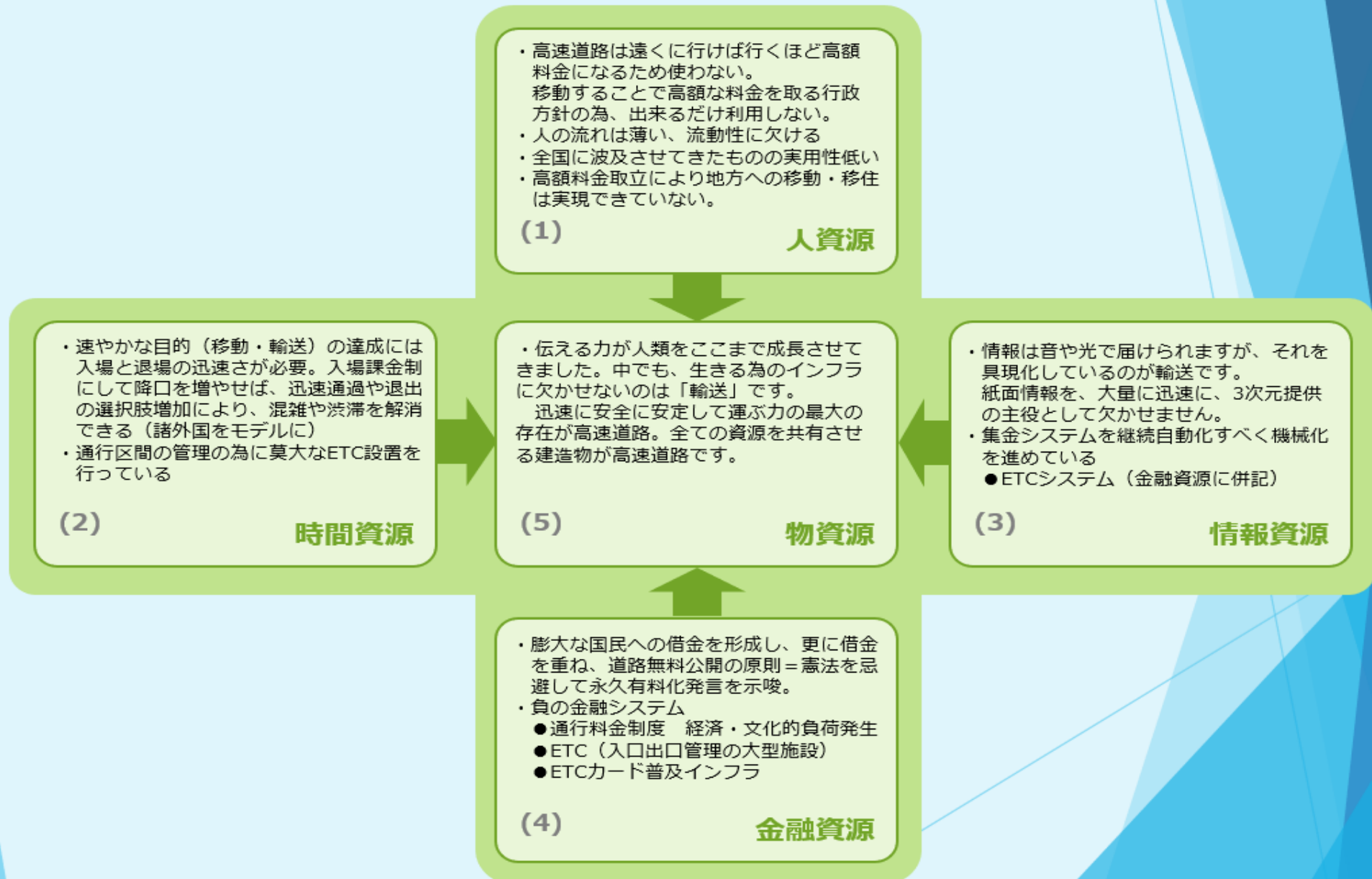
# 高速道路…国民資産としての存在価値は

私たちの生活に欠かせない 5つの資源「人資源・物資源・金融資源・時間資源・情報資源」から分析



# 高速道路… 5つの資源から見た現状は

高速道路の存在意義とその在り方を5つの要因から分析「人資源」「物資源」「金融資源」「時間資源」「情報資源」





私たちは高速道路無料化推進協議会です。

高速道路無料化推進協議会は、主に茨城県下の運送事業者を中心として53名の会員・オブザーバー(※他県参加者2名)により活動を始めました。

(設立日:令和3年2月20日) ※詳細は、趣旨・目的・関連情報などを、HPにてご覧ください <http://www.km-corp.com/>

\* 協議会活動は、3つの構え(請願の構え、訴訟の構え、社会活動の構え)として活動推進しています

## 請願の構え

\* 令和3年4月提出

第204回衆議院に於いて請願書を提出、受理・保留とされています。

※ 請願要旨

高速道路の無料化措置について平成23年6月20日以降、一時停止させている行為は、営利的移動の自由を侵害する為、憲法22条1項に反して違憲である為速やかに無料公開を請願します。

## 訴訟の構え

\* 令和3年8月 提訴

更に追及を深め、通行料金徴収停止を訴求します。

現在、高速道路管理会社3社を相手取って、通行料金を通行者から徴収するのは憲法違反として公判を進めています

(令和4年9月27日  
東京地裁にて判決予定)

## 社会活動の構え

\* 令和3年 衆議院議員選挙

立候補の当協議会オブザーバ2名を応援頂けます様、訪問活動を以て支援を訴えました。

(無事、ご両名共に登院を果たされています)

ご両名は、請願を提出並びに国土交通委員会に於いて、政治を正せるよう活動推進中です。

# 【高速道路無料化推進協議会】 まとめ

- \* 遠くから運んで日本中に美味しい特産物や医療品など様々な物資を安全に運ぶ輸送の要が『運送会社』です。しかし、高速道路の「通行料金制度」の為に長距離ほど経費が増大する為に逼迫した経営状況（×運賃＝国定運賃が実現せず。×高速道路代＝ドライバー個人や運送会社が負担 ×燃料高騰）
- \* もしも、身近な【入場料金制度】など、諸外国のような定額料金になれば、【人は賑わい、往来、移住、交易が盛んになって全国に文化や経済が伸びて全国に東京や横浜のような大都市が生まれていくでしょう。
- \* 定額と言えば「郵便切手」、安心して投函できますね。信頼の組織と価格が「定額の安心」によって醸成されているからです。日本近代郵便の父と言われる前島密 氏に感謝です。
- \* 皆様、当協議会へのご支援とご声援を宜しくお願いいたします。以降のHP等をご欄の上、ご賛同の際は Mail・FAX等にて無料のご入会をどうぞ宜しくお願い！

## 訴訟 通行料金差止請求

- \* 企業活動に大きな損害を与える不当な通行料金制度の差止めを法に問う。
- \* 根拠法は以下の各項に抵触の可能性がうかがえる。
  - ◆ 憲法第22条第1項 「国民の居住・移動・移住の自由保障」を侵害
  - ◆ 憲法第30条 「国民は、法律の定める処により、納税の義務を負う」
  - ◆ 憲法第84条 「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律、又は法律の定める条件に拠る事を必要とする」

## 道路整備特別措置法改正とその歴史①

- \* 道路整備特措法制定の目的は…
  - ◆ 国民保有資産を活用し、世界銀行から道路建設資金を当初調達のため借入するに、疲弊している国民から税として調達するでなく、通行者（車の保有者は当時、高額所得者ばかり）から徴収すれば制度開始は容易と推測して実行に至った。
  - ◆ 特措法第4条 償還期間20年（前後5年以内据置期間含）
  - ◆ 利用料金は、利用対象への使用料金。存外に対象を変えざるは目的の誤り（搾取の可能性）となる。
  - ◆ プール制導入 通行料金を他区間修繕費や新延長に転用する為に開発された方策

## 道路整備特別措置法改正とその歴史②

- ◆ 通行料金は利用区間の支払契約方式が原則。  
ナント、転用目的の為に、使用手数料⇒税金扱いに摺替えた現状。可能にしてしまったのが特措法。
- ◆ 税金は税法であり、本来、国会決議を要するもの。  
しかし、咀嚼して特措法に盛り込み、取扱を開始した。  
又、料金の改定や変更を国土交通大臣に指示する現状にある。政府が国民を疎んじ、国会が機能していない1例と言えよう。

## 結 論

国は、  
憲法を潜脱しつつも、国財の貸出を受けて道路建設を敢行、国民へ道路無料化の約束を一方向的に償還遺棄し、利用料金収受や償還金返済不履行を久遠のものとする考え等、国民へ信用を失墜する現状です。  
速やかに、  
【通行料金収受停止＝原告主張の判決】及び【道路は国民資産として税制化の法改正を求める】

## 【高速道路無料化推進協議会】 ホームページ URL , QR コードのご案内

趣旨・目的を始め、関連情報などによりご理解やご紹介をしています。

趣旨・目的

関連情報

URL から、QR コードからお進みになってご覧いただけます。

【高速道路無料化推進協議会】ホームページ URL

<http://www.km-corp.com/>

【高速道路無料化推進協議会】QR コード

